

条例第 14 号

宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例

宇和島市立図書館設置条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(図書館協議会)</p> <p>第14条 法第14条の規定により_____図書館に宇和島市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の委員（以下「委員」という。）の各定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第14条 法第14条の規定により<u>宇和島市立中央図書館</u>に宇和島市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の委員（以下「委員」という。）の<u>定数</u>は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。